一般社団法人宮崎県職員互助会 宮崎県小林総合庁舎食堂運営業務委託
プロポーザル募集要項

1　目的

一般社団法人宮崎県職員互助会（以下「互助会」という。）では、宮崎県小林総合庁舎（以下「小林総合庁舎」という。）における食堂運営業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定することを目的に、プロポーザル方式により事業者を募集します。

2　委託期間

令和９年４月１日（木）から令和 10 年３月 31 日（金）まで

※　営業開始日は、受託者及び互助会が協議の上、委託期間と併せて変更することができます。

※　受託者及び互助会の双方に特段の異議がなければ１年単位で更新します。

3　委託内容

別紙「宮崎県小林総合庁舎食堂運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4　参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 飲食業の運営に必要な許可、免許等（食品衛生責任者等）を有する者又は契約の締結までに取得が可能である者。

(2) 食堂、レストラン等の飲食業の営業実績を１年以上有する者又はそれに見合う業務従事実績を有する者。

(3) 本社、営業所、事業所等のいずれかが宮崎県内に所在すること。

(4) プロポーザル参加申込書兼誓約書の提出前日までの１年間において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(5) この公告の日から受託候補者を選定する日までの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

(8) 公租公課の滞納がないこと。

(9) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第２条第１号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でない者。

5　今後のスケジュール（予定）　※　下記スケジュールは、変更することがあります。

(1) 企画提案競技実施公募	令和８年 11 月 12 日（木）
(2) 質問等の受付期限	令和８年 12 月４日（金）午後５時
(3) 現地説明会参加申込期限	令和８年 12 月４日（金）午後５時
(4) 現地説明会	令和８年 12 月 11 日（金）午後２時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和８年 12 月 22 日（火）午後５時
(6) プレゼンテーション実施	令和９年１月上旬（予定）
(7) 結果通知	令和９年１月中下旬（予定）
(8) 本業務委託開始日	令和９年４月１日（予定）

6　プロポーザルの方法

(1) 質問等

① 受付期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時

② 提出方法

質問書（様式１）を使用し、電子メール又はファックスにより送信すること。

※　送信後は担当者へ質問書送信の旨を電話で連絡すること。

③ 送信先

下記９の「書類提出及び問合せ先」を参照

④ 質問等への回答

質問等に対する回答は、互助会ホームページに掲載（事業者名は非公表）するとともに、現地説明会において全員に周知します。

(2) 現地説明会への参加申込

① 提出期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時

② 提出方法

現地説明会参加申込書（様式２）を使用し、電子メール又はファックスにより送信すること。

※　送信後は担当者へ現地説明会参加申込書送信の旨を電話で連絡すること。

③ 送信先

下記９の「書類提出及び問合せ先」を参照

④ その他

プロポーザルに参加を希望される方は、必ず現地説明会に出席すること。出席しない場合は、プロポーザルに参加できません。

(3) 現地説明会

① 日時

令和８年 12 月 11 日（金）午後２時

② 開催場所

小林総合庁舎１階　食堂

③ その他

・参加者は１事業者２名以内とすること。

・当日は、本募集要項及び仕様書を持参すること。

(4) プロポーザル参加申込書等の提出

① 提出期限

令和８年 12 月 22 日（火）午後５時

② 提出書類

参加を希望する者は、(ｱ)から(ｶ)に該当する書類は各１部を、(ｷ)の企画提案書は６部（原本１部、複写５部）を提出すること。

(ｱ) プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式３）

(ｲ) 会社の概要等（様式４）

・会社のパンフレット等を添付すること。

(ｳ) 国税及び地方税の直近１年間の納税証明書

(ｴ) 営業に関する資格、免許等の写し

(ｵ) 申込者が法人の場合

・法人登記履歴事項全部証明書（申込日前３か月以内のもの）

・財務諸表（直近１年分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書））

(ｶ) 申込者が個人の場合

・住民票記載事項証明書（住所・氏名・生年月日が記載されたもの）

・財務諸表（直近１年分の青色申告書又は白色申告書の写し）

(ｷ) 企画提案書（様式５）

・提出する企画案は、１者につき１提案とする。

③ 提出方法

直接持参又は郵送とする。

直接持参する場合は、電話で事前に予約すること。

郵送する場合は、①の提出期限必着とする。簡易書留等の記録が残る方法で送付すること。送付後、届いているかどうかの確認を提出先へ電話で行うこと。

④ 提出先

下記９の「書類提出及び問合せ先」を参照

⑤ プロポーザル参加に係る注意事項

(ｱ) 提出期限後は、企画提案書等の提出書類の変更は認めません。

(ｲ) 企画提案書等の提出書類は、返却しません。
(ｳ) 企画提案に係る費用は、参加申込者の負担とします。
(ｴ) 企画提案書等の提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

⑥ 参加辞退

上記①の提出期限までに必要書類が提出されなかった場合又は不備に関する修正が間に合わなかった場合は、本プロポーザルへの参加申込は辞退したものとみなします。

7　プレゼンテーション及び審査等

参加資格要件を満たすと認めた者の提出した企画提案について、互助会が別に定める構成員により組織された小林総合庁舎食堂運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、最優秀提案者を決定します。

(1) 選定委員会

① 開催日

令和９年１月上旬（予定）

② 実施場所

小林総合庁舎

③ 実施方法

・プレゼンテーション　10 分程度
・質疑応答　10 分程度
※　開催日、実施時間、実施場所等の詳細は、別途連絡する。

(2) 評価項目及び評価基準

別表のとおり

(3) 審査

① 選定委員会において、企画提案書（様式５）の各項目の提案内容を審査し、最優秀提案者を決定します。

② 最優秀提案者の決定に当たっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の 60%以上であることを最低基準とします。

③ 提案者が１者のみの場合であっても審査を実施し、評価の結果において②の最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

(4) 結果の通知

令和９年１月中下旬に委託先を決定し、プロポーザル参加事業者に対して文書で結果を通知します。

8　契約に関する注意事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者と互助会が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、互助会と最優秀提案者で契約を締結します。仕様の内容は提案された内容を基礎としますが、必要に応じて協議により内容を変更する場合があります。なお、最優秀提案者と互助会の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たす者に限る。）と協議を行うこととします。

(2) その他

最優秀提案者が宮崎県から入札参加資格停止の措置を、受託候補者を選定した日から本契約締結の日までの間に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないこととします。

9　書類提出先及び問合せ先

一般社団法人宮崎県職員互助会（担当：日髙、小園）

〒880-8501　宮崎市橘通東２丁目 10 番１号（宮崎県庁内）

電話番号　　０９８５－２６－７２６４

ＦＡＸ番号　０９８５－２６－７３３３

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　gojyo.@mnet.ne.jp